

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 4
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 中島 徹
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【報告義務発生日】	平成29年12月6日
【提出日】	平成29年12月11日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アサツー ディ・ケイ
証券コード	9747
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ダブリューピーピー・インターナショナル・ホールディング・ビーヴィ (WPP International Holding B.V.)
住所又は本店所在地	オランダ王国ロッテルダム 3072DB、ラン・オブ・ザイト167 (Laan op Zuid 167, 3072 DB Rotterdam, the Netherlands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年10月9日
代表者氏名	スチュアート・ニーシュ
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	株式保有

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 宇治 佑星
電話番号	03-6889-7000

(2)【保有目的】

該当事項なし

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	0	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年12月6日現在)	V	41,755,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		24.74

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場 内外 取引 の別	取得 又は 処分 の別	譲渡の相手方	単価
平成29年12月6日	株券	10,331,100	24.74	市場 外	処分	ピーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー	3,660 円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者、提出者の親会社であるダブリューピーピー・ピーエルシーのグループ会社（契約締結当時においてはダブリューピーピー・グループ・ピーエルシー。以下、提出者及びダブリューピーピー・ピーエルシーを含め「WPPグループ」と総称します。）及び発行者の間で締結されている資本提携に関する契約には、(1)提出者は将来において発行者が新株を発行し、その他既発株式が希薄化する際に、発行者の発行済株式の内の20%の株式を維持する権利を有すること、また、(2)提出者が発行者の株式の20%を超えて保有する場合（但し、提出者にそのような意図はない。）には、提出者はその超過分の株式に関する議決権の行使を控え、また、特定の場合には一定の方法で超過分を他に譲渡するものとするを定める条項があります。

提出者は、平成29年11月21日付で、ピーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー（以下、「公開買付者」といいます。）との間で、応募契約（以下、「本応募契約」といいます。）を締結し、提出者がその所有する発行者の株式の全て（10,331,100株）について、公開買付者が実施する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に応募しました。本公開買付けは平成29年12月6日に成立し、決済開始日は同月13日です。

提出者は、ペインキャピタル プライベート エクイティ エルピー（以下、「ペインキャピタル」といいます。）及びダブリューピーピー・ピーエルシーとの間で、平成29年11月21日付で基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）を締結し、(a)WPPグループが、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けに係る決済開始日付で、(i)WPPグループの発行者に対する仲裁申立て及び仮処分命令申立てを取り下げ、かつ、再び申立てを行わないこと、及び(ii)公開買付者が、発行者の発行済みの普通株式（新株予約権の行使により交付される発行者の普通株式を含み、以下、「発行者普通株式」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する発行者普通株式及び発行者が所有する自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得することにより、発行者普通株式を非公開化することを目的とした取引に関連するWPPグループの請求に関して本公開買付けに係る決済開始日以前に存在し又は発生した事項を理由とする、資本・業務提携に関するWPPグループと発行者との間の既存の合意に起因又は関連する、現に存在する又は潜在的な請求について、発行者との間で、互いに請求をしない旨の合意をすること、(b)本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済開始日に、上記の関連契約を含む資本・業務提携に関するWPPグループと発行者との間の既存の合意が全て終了されること、(c)公開買付者による発行者の完全子会社化後直ちに、ペインキャピタル及びWPPグループの間で、発行者の持分を直接又は間接的に保有するLimited Partnership等に対してWPPグループが25%程度の出資（以下、「本持分取得」といいます。）をする可能性について協議すること、(d)ペインキャピタル及びWPPグループは、かかる本持分取得の諸条件について誠実に協議をすること、但し、その場合でも、WPPグループは、発行者に対する影響又は支配を及ぼさないこと、また、WPPグループの拒否権は、ペインキャピタルと発行者との間の重要取引に対する拒否権及び支配権を有しない少数株主が有するのが適切な他の類似の権利に限定されること、(e)本持分取得に関連して、新たな事業上の協力関係その他の類似の合意について誠実に協議すること、並びに(f)本基本合意書は法的拘束力がないことを合意しております。なお、本持分取得の有無、条件及び時期については、現時点では未定であり、WPPグループが発行者に対して直接出資をする予定はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

